

該当年度の2通目以降として届いた「変更」通知書の見方

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

横浜市

〒231-0961
 中区 町〇・〇・〇
 株式会社 ○×商事 様

指定番号 30-99999

特別徴収税額		249000		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	1	6200	12月分	3	22400		
7月分	2	15400	1月分	3	22400		
8月分	1	2500	2月分	3	22400		
9月分	3	23300	3月分	3	22400		
10月分	3	22400	4月分	3	22400		
11月分	3	22400	5月分	3	22400		

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに横浜市市税条例第33条の3の規定によって、令和6年度の給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を決定（変更）したので通知します。
 この通知による処分の取消等については、この通知を受理した日から6か月以内、横浜市に審査請求がなければ、執行により生ずる者がある理由があるとき、決定の日から1年を経過するまで、裁

この表に記載されている各税額は、今回の通知で変更になった方だけではなく、特別徴収を行っていただく給与所得者(従業員)全員の合計です。

納入時には、納税義務者欄に記載されている市区町村コードではなく、横浜市 中区の市区町村コード 141046 を御使用ください。

令和6年8月29日

なお、地方税共同機構が提供する地方税共通納税システムをご利用になる場合は、横浜市の市区町村コード「141003」をご使用ください。

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	備考
30-99999	15	141003	101	22000	6月分:0, 7月分:3000, 8月分:2500, 9月分:2100, 10月分:1800, 11月分:1800, 12月分:1800, 1月分:1800, 2月分:1800, 3月分:1800, 4月分:1800, 5月分:1800	特別徴収税額の変更処理を行いました。
30-99999	20	141003	102	12400	6月分:0, 7月分:12400, 8月分:0, 9月分:0, 10月分:0, 11月分:0, 12月分:0, 1月分:0, 2月分:0, 3月分:0, 4月分:0, 5月分:0	普通徴収への繰入処理を行いました。
30-99999	21	141003	105	48000	6月分:0, 7月分:0, 8月分:0, 9月分:5600, 10月分:5300, 11月分:5300, 12月分:5300, 1月分:5300, 2月分:5300, 3月分:5300, 4月分:5300, 5月分:5300	徴収方法を普通徴収から特別徴収に変更しました。
30-99999				138000	6月分:0, 7月分:0, 8月分:0, 9月分:15600, 10月分:15300, 11月分:15300, 12月分:15300, 1月分:15300, 2月分:15300, 3月分:15300, 4月分:15300, 5月分:15300	転職(入)処理を行いました。

個人別の明細は、今回の通知で変更になった方のみ記載しています。記載のない方については、前回までの通知のとおり特別徴収を行ってください。

表題の年度（この記載例の場合は令和6年度）の指定番号を記載しています。お問合せの際は、この番号をお知らせください。給与支払者の所在地の移転等により、年度ごとに指定番号が変更になる場合があります。

給与所得者(従業員)の方が行った確定申告等により税額が変更となった場合は、変更月からの納付額が変更となります。

退職や休職等により特別徴収を継続できない旨の異動届出書の提出をいただいた場合は、変更月からの税額は普通徴収（納付書等による本人払い）に切り替わるため、納付額は0円となります。

【定額減税（特別税額控除額）の反映について】（令和6年度）
 税額に変更が生じた場合も、自治体が保有する税情報をもとに定額減税を再算出し、控除額を反映した内容で通知します。特別徴収税額変更通知書のとおり、給与から住民税を差し引いてください（特別徴収義務者が残額を管理する必要はありませんので、例年通り横浜市から通知された金額のとおり差引を行ってください。）。
 納税義務者用については、摘要欄に定額減税額（「特別税額控除額」と記載します。）を記載します。特別徴収義務者用については、定額減税に係る記載はありません。

株式会社 ○×商事 様